

《月刊『タックスニュース』12月号》  
第61回 ～平成29年度税制改正大綱が公表されました～

税制改正大綱とは、与党が税制調査会を中心に翌年度以降にどのような税制を変えるべきかを話し合い、まとめたものです。政府は大綱に従って通常国会に税制改正案を提出し、平成29年3月下旬の閣議決定された後、法案成立されます。気になるおもな概要を下記にまとめています。

◆ 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。また合計所得金額が900万円（給与収入1,120万円）超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、控除額が通減・消失する仕組みを設ける。なお、今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

◆ 投資促進税制の拡充

生産性向上設備等に係る即時償却等について、中小企業経営強化税制として改組する。平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に一致の規模以上の機械装置等を指定事業の用に供した場合に、即時償却（100%償却）もしくは7%の税額控除（特定中小企業者は10%）の選択適用ができる。対象商品は販売開始から一定期間以内のもので、かつ、旧モデル比で生産効率等が年1%以上向上するもの（生産性向上設備）年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載されたもの（収益力強化設備）

◆ 居住用超高層構築物に係る課税の見直し

いわゆるタワーマンションに係る固定資産税及び不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するように見直す。平成30年度から新たに課税されることとなるもの（平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く）について適用。

◆ 車体課税の見直し

自動車取得税におけるエコカー減税を見直す。対象範囲を平成32年度燃費の基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化したうえで2年間延長する。また自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直しも重点化を行ったうえで2年間延長する。

（文責 寺澤 美香）